

○茨城県立医療大学認定看護師教育課程に関する規程

平成 19 年 4 月 18 日

医療大訓第 1 号

改正 平成 19 年 11 月 21 日

改正 令和 3 年 2 月 26 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成 6 年茨城県規則第 108 号）第63条第1項第2号の規定に基づき、認定看護師教育課程（以下「教育課程」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教育課程は、保健医療福祉の向上のため、特定の看護分野において熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護が実践できる看護師を育成することを目的とする。

(分野、定員、教育期間及び実施場所)

第3条 教育課程の分野、定員及び教育期間は次のとおりとする。

分野	定員	教育期間
摂食嚥下障害看護分野	20 名	12ヶ月

2 教育課程は、当該年の4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日の間に実施するものとし、詳細な日程は毎年度別に定める。

3 教育課程は、本学で実施するものとする。ただし必要がある場合には学外でも実施できるものとする。

(課程長等)

第4条 教育課程に課程長及び副課程長を置き、それぞれ学長が任命する。

(教員等)

第5条 学長は、本学の教員の中から、次に掲げる教育課程の教員を任命する。

- (1) 主任教員 1 名
- (2) 専任教員 1 名
- (3) 科目担当教員 教育上必要と認める数

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学外の学識経験者を科目担当教員とすることができる。

3 前 2 項に規定する教員のほか、教育課程には、必要と認められる数の本学の事務職員を配置するものとする。

(教員会)

第6条 教育課程に、重要事項を審議するため、教員会を置く。

2 教員会の審議結果については、必要に応じて地域貢献研究センター運営委員会に報告する。

3 学長は、学外の学識経験者等を教員会の構成員とすることができる。

4 教員会の組織及び運営に関し必要な事項は学長が別に定める。(委員会)

第7条 教育課程に、受講者選考及び受講試験実施に関し必要な事項を審議するために受講者選考委員会及び受講試験実施委員会（以下「両委員会」という。）を置く。

- 2 両委員会の審議結果については、必要に応じて地域貢献研究センター運営委員会に報告するものとする。
- 3 学長は、学外の学識経験者等を両委員会の構成員とすることができる。
- 4 両委員会の組織及び運営に関し必要な事項は学長が別に定める。

第2章 受講等

(受講資格)

第8条 教育課程を受講できる者は、別に定める。

(受講志願手続き等)

第9条 教育課程の受講の志願手続きは、別に定める。

(受講許可)

第10条 学長は、受講志願者に対して別に定めるところにより選考を行い、受講者を決定し、受講を許可する。

- 2 前項の受講を許可された者は、指定する日までに学長が別に定める書類を提出しなければならない。

(教科目及び授業時間)

第11条 教育課程の教科目及び授業時間は、別に定める。

(教育課程修了の認定)

第12条 学長は、受講生が前条に定めた全ての教科目を習得し、修了試験に合格したときは、教員会の議を経てその受講生の教育課程修了を認定する。

(修了証書の授与)

第13条 学長は、前条の規定により教育課程修了を認定した受講生に対し、修了証書を授与する。

(受講の取りやめ)

第14条 受講生は、受講をとりやめようとするときは、必要書類を添えて学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(受講許可の取り消し)

第15条 学長は、受講生が次のいずれかに該当する場合には、教員会の議を経て受講許可を取り消す。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 病気等の理由により、成業の見込みがないと認められた者
- (3) 所定の期日までに受講料の支払いがない者
- (4) 前各号に定める者のほか受講許可取り消しが必要と認められた者

(施設の利用)

第16条 教育課程の受講生は、課程長及び茨城県立医療大学施設等管理規程（平成7年4月6日医療大訓第医療大訓第18号）に定める施設管理責任者の承認を経て、学内の施設及び設備を使用することができる。

(受講料等)

第17条 受講検定料、受講料については、茨城県立医療大学授業料等徴収条例（平成6年茨城県条例第51号）の定めるところによる。

第3章 雑則

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、教育課程について必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 31 年 2 月 21 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。